

第 2 6 7 回

香川県内水面漁場管理委員会議事録

令和 5 年 1 月 2 4 日

第267回 香川県内水面漁場管理委員会議事録

1. 開催年月日 令和5年1月24日
10時00分～10時45分
2. 開催場所 高松市番町四丁目1番10号
香川県庁12階大会議室

3. 出席した委員

会 長	一 見 和 彦
委 員	仲 野 和 夫
〃	岡 田 幸 憲
〃	竹 内 英 樹
〃	石 田 隆 幸
〃	宮 本 礼 子
〃	鈴 木 登 美 雄
〃	木 村 晃 子
〃	長 田 美 絵
〃	青 木 定 信

4. 関係列席者

水産課・事務局

課長	柏 山 浩 史
事務局長兼漁業調整室長	植 田 豊
室長補佐兼事務局次長	大 山 憲 一
室長補佐兼事務局次長	山 本 昌 幸
副主幹	龍 満 直 起
副主幹	赤 井 紀 子
主任	湯 谷 篤
主任技師	秦 正 樹

5. 議事事項とその結果

第1号議案

「しらすうなぎの特別採捕許可について」

原案どおり承認された。

第2号議案

「内水面漁業免許方針案について」

原案どおり承認された。

第3号議案 その他

「陸上養殖業の届出制について」

事務局から説明した。

6. 議事のあらまし

一見会長が議長席に着き、挨拶後、議事録署名委員に長田委員と木村委員を指名して議事に入る。

〔一見会長〕

それでは、第1号議案「しらすうなぎの特別採捕許可について」事務局から説明をお願いします。

〔秦主任技師〕

(資料1に基づき、説明。)

〔一見会長〕

変更があったということですが、従業員に増減があったということですか。

〔秦主任技師〕

人数の増減ではなく、それぞれ従業員が1名ずつ替わったということです。

〔一見会長〕

承知しました。ほか、委員の皆様からご意見ありますか。

(委員から意見なし。)

特にご意見がないようですので、お認めということよろしいですか。

(委員から異論なし。)

それでは、次の議題に移らせていただきます。第2号議案「内水面漁業免許方針案について」事務局から説明願います。

〔赤井副主幹〕

(資料2に基づき、説明。)

〔一見会長〕

それでは、委員の皆様から、ご意見、ご質問等ありますか。

〔長田委員〕

この方針はどこかに公開するものですか。

〔赤井副主幹〕

公表するものではございません。

〔長田委員〕

それであればそこまで問題にはならないと思いますが、「利害関係人の意見聴取」について、広く関係者が利害関係人にあたるのか、定義が難しいと思います。単に「意見聴取」とするか、「利害関係人“等”」という表現にしてはどうかと思います。

〔赤井副主幹〕

このことについては、国から利害関係人への意見聴取という文言で示されていることから本県方針案でもそのように記載したところですが、利害関係人が意見を述べる際には、利害関係があることを示してもらうことになっています。

〔長田委員〕

国の方針に合わせているということでしたら、承知しました。ただ、利害関係人を示す定義は必要です。利害関係があるかどうかの審査が必要になってくることもあるかと思いますが、それが可能でしたら国と合わせるのも良いと思います。

〔柏山課長〕

漁業法第64条1項で、県知事は漁場計画案を作成しようとするときには農水省令の定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者、その他利害関係人に意見を聴かなければならないという規定が漁業法改正により追加されました。利害関係人については、誰でも良いということではなく、漁業法施行規則により利害関係のあることを疎明することになっています。今回の方針には、法律の規定されている範囲で追加した内容になりますので、よろしくお願いいたします。

〔一見会長〕

漁場計画を一か月間公表するということは、今回新たに加わったものですか。また、活用漁業権、類似漁業権という言葉は以前からあったのですか。

〔赤井副主幹〕

いずれも、法改正で追加された内容で、今回の方針案から新たに記載しま

した。

〔一見会長〕

実績報告の様式について、簡略化されたということですが、種苗の購入先などの情報は重要と思いますが、必要ではないのですか。

〔赤井副主幹〕

ご指摘の考えもありますが、報告義務がある項目のみに簡略化して、報告者の負担を少なくしました。現場のヒアリング等でそういった情報は収集したいと思います。

〔一見会長〕

分かりました。ほかご意見ございますか。

(委員から意見なし。)

特にご意見がないようですので、お認めということでよろしいですか。

(委員から異論なし。)

最後に「その他」ですが、何かありますか。

〔菅主任技師〕

陸上養殖の届出制について、説明させていただきます。(資料3に基づき説明。)

〔一見会長〕

香川大学で二枚貝を陸上飼育する予定があるのですが、それも対象となるのですか。

〔菅主任技師〕

食用で生業として行う場合のみ届出が必要になりますので、その場合は必要ないと考えられます。

〔一見会長〕

承知しました。県内でどのくらいの届出件数が想定されていますか。

〔菅主任技師〕

全部は把握できていないと思いますが、今分かっているのは10件程度です。

〔一見会長〕

陸上養殖だから内水面の分野となるということよろしいですか。

〔植田室長〕

内水面振興法に基づくものですから内水面の分野と考えています。

〔一見会長〕

分かりました。そのほか、委員の皆さまからも何かご意見等ありますか。

(委員から意見なし)

それではこれで、委員会を閉会いたします。

〔10時45分終了〕

上記は、第267回香川県内水面漁場管理委員会の議事の顛末に相違ありません。

議 長 一 見 和 彦

署名委員 長 田 美 絵

署名委員 木 村 晃 子